

00371

# 鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第六百三十九号

昭和二十三年十一月三十日  
火曜日  
外  
ノ大ナツヘ既定開港場ノ開

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて昭和二十三年四月一日から昭和二十三年九月三十日までの期間における鳥取縣財政概況を次のとおり公表する

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

## 鳥取縣財政概況目次

一、まへがき

二、縣財政の動向と今後の見透し

三、昭和二十三年度收入及び支出の狀況

四、昭和二十二年度決算の狀況

五、財產、縣債及び一時借入金の狀況

00373

昭和二十三年度豫算の概況

黒字は当初予算  
赤字は九月三十日現在

歳 入 の 部	(表中の数字は千円單位)	総額
國庫支出金	配付税	稅
三三、九六(二六、四%)	一七、五三六(一九、二%)	一九、四八六(一〇、七%)
(一七、五三六(一九、二%))	(一七、五三六(一九、二%))	(一九、四八六(一〇、七%))
一七、九三三(一四、七%)	一六、一六〇(一三、三%)	一七、九三三(一四、七%)
そ の 他	寄 附 金	使 用 料 及 び 手 料 料
縣 債		

00372

## 歲出の部

	総額
教育費	七〇三、九九（一五、九%）
公債費	六三、八六（一五、九%）
縣職員費	五三、四四（一五、九%）
警察費	三九、五九（一五、九%）
土木費	三五、五五（一五、九%）
保健衛生費	三一、七九（一五、九%）
勞働施設費	二八、六六（一五、九%）
社會及び	二五、〇九（一五、九%）
産業經濟費	二三、九〇（一五、九%）
職員給与	二一、七三（一五、九%）
農地費	一九、七七（一五、九%）
改善費	一七、九〇（一五、九%）
その他	一五、七九（一五、九%）

## 一、まへがき

本年五月の公表について、こゝに第二回の「財政事情説明書」すなはち「財政白書」を公表することになりました。

前回の分は最初の公表でありましたから、何故縣財政事情を公表しなければならないか、又縣財政とはどんなことか過去の縣財政はどうでなつたかということを説明し、その財政の実際の状況はどうなつてゐるかということを縣民の皆さんにお知らせしたのであります。今回公表する分は本年四月一日から九月三十日の上半期分であります。この財政事情の公表によつて、廣く縣民各位が縣財政の現況及び動向をよく理解し、これによつて縣政に対する関心をより一層深め、より積極的な協力を寄せられんことを希望して止まないのであります。

## 二、縣財政の動向と今後の見透し

本縣の財政は前回(本年五月)の公表において詳しく述べ申上げましたように、誠に苦しい、やりくり算段の財政でありまして國の委任事務や、義務的経費は追はれ、縣民の福利増進や縣内産業の振興の爲には積極的且つ充分な予算を計上することが、目下の処極めてひづかしい状態であります。尤もかかる現象は本縣のみならず全國各府縣に多かれ少なかれ、共通に見られる現象であります、そこで政府においては本年七月この自主性のない地方財政の窮乏を緩和し自主性、健全性を確保させようと周到な研究を致し、次のような改革方針を定め窮乏のどん底にあえぐ地方財政の救助に乗り出したのであります。

(一) 地方財政も國家財政と同様に自主性を確立すること。

(二) 地方財政需要の増加に対応するような、地方財源(收入を生みだすみなもと)の拡充を図ること。

(三) 警察制度の改正(國家警察や自治体警察になること)や教育制度の改正(六、三、三制、教育委員会制度)に對応して地方公共團體の間においての財源分配を適正ならしめること。

(四) 地方分与税の制度に彈力性を拡張し、税金の徵收権を強化すること。

(五) インフレの進行に應じて直ちに增收のあるような、地方税を拡充すること。

右の方針にもとづき地方財政委員会において、地方税、財政制度の要領を定められ、

(一) 地方税法の全文を改正する法律

(二) 地方分与税法を廃止し、これに代へて制定する地方配付税法

(三) 新たに制定する地方財政法

00377

の三法律案が出来たのであります。この三法律案は第一國会に政府案として提出され一部修正の上通過致したのであります。本縣でもこれに基く縣稅賦課徵收條例の改正並びに新設税に対する條例の設定と歳入歳出予算の更正がとそれ去る七月定期縣会において議決されたのであります。

この改革により縣稅は相当大巾に増税され縣民負担の上に大きな影響をきたしたのであります。この点につきましては縣民の皆さんとの深い理解と協力をお願いしなければならないのであります。従つてこの縣稅の改正内容についてそのあらましを次に説明致します。

(一) 國稅から地方稅に譲つたもの

1、入場税

2、狩獵免許税(狩獵者税に含む)

(二) 新らしく稅目を起したもの

1、事業税

2、特別所得税

3、鑽產稅

4、酒消費稅

5、電氣ガス稅(電氣稅は既に昭和二十一年度から法定外獨立稅として徵收して居る)

6、庭園稅(法定外にもうけたもの)

7、ミシン稅(右一同)

(三) 廃止された縣稅は

1、營業稅（事業稅となつた）  
 （四）増稅された縣稅は

- 1、地租
- 2、家屋稅
- 3、縣民稅
- 4、鐵區稅
- 5、不動產取得稅
- 6、本村引取稅

以上の改正によつて縣稅收入（配付稅、目的稅を除く）は改正前には七千四百七十二万余円であつたものが改正後は一億九千六百七十五万余円になり、一億二千九十三万余円の増加となつたのであります。實に二、六倍強に上るのあります。このほかに財政制度改革の結果財源として増加したものは警察制度の改正によりまして警察關係の經費が國家警察は國庫支弁、自治体警察は市町村支弁といふことになつて本年七月分以降縣費で負担しなくてよいことになつたので、この予算のうち國庫下渡金を引いた残りの六百三万円が不要となつたのであります。

この稅財制改正によつて縣の獨立收入として増加していくものがどれほどになつたか計算してみると次のとおりです。

- (1) 獨立稅の收入増  
一一一、一九三萬円
- (2) 警察費の負担改正増  
大〇三
- (3) 地方配付稅の増（第一種乃至第四種）  
四、〇三七

### 合計

一六、八三三萬円

この財源増加額で先づ賄はなければならないのは人件費の増加です。即ち当初千八百円水準で計上されて居たものが本年一月にさかのぼつて一千九百二十円水準となり更に六月から三千七百九十一円水準に引上げられたので一億三千八百四十八万円の一般財源を要することになり、前述の財源一億六千八百三十三万円がら補充するとその残りは二千九百八十五万円となります。結局稅財制の改革によつて生じた財源の内八十二%を人件費のために費やし残り十八%をもつて一切の所要額に応じなければならないのであります。

右の人事費以外にも是非追加を要するものがあるのであります。殊に左に掲げるような節減或は繰延べしたりすることの出來ない所謂義務的經費が八千三百七十八万円あるのであります。

- 1、勞働基準法による宿、日直時間外及深夜勤務等の超過勤務手当所要額  
一、四〇九萬円
- 2、物價改訂に伴う旅費需要費の增加額  
二、八三三
- 3、退官退職手当所要額  
二七七
- 4、稅制改革に伴う徵稅費の增加額  
八七二
- 5、給与費充当國庫貸付金返還に要する所要額  
二五七
- 6、教育委員会發足に伴う準備費及び選舉費等の所要額  
八、三七八
- 7、その他義務的經費の追加所要額  
計

これを前述の人事費を差引きました残りの二千九百八十五万円をもつて賄うこといたしまして結局五百三十九万円の赤字をきたす実情であります。この歳入不足の対策としましては次に示すように物價改訂に伴う各種の經

費の節約を始め職員の欠員不補充及び配置轉換によつて職員の予算定員を三百七十五名整理するなど極力歳出を切りつめ、これによつて漸く一千七百十五万円を捻出なし得たに止まり尙二千六百七十八万円不足をまたじますので止むなく未交付の配付税を歳入に見込みつけじまを合せ予算化したような次第であります。

物價騰貴に伴う所要経費の節減

2、職員の整理による減

一般職員（三三五人減）

00380

教育職員（四〇人減）

計

一、二一五  
一一〇

以上記述致しました通り一応つけじまを合はせたのでありますが尙これ以外に本年度内に於いて更に追加を必要とするものは次の通りあるのであります。

1、寒冷地手当所要額

一、二〇〇万円

2、勤務地手当の増加額（倉吉町及び境町の地域指定）

一、二一〇

3、起債抑制に伴う一般財源に振替を要する公共事業費

四、三〇〇

4、生活保護費の單價引上による所要額

四五三、  
五六〇

5、恩給法改訂に伴う增加経費

三、〇〇〇

6、その他國の要請等による追加所要額

九、六三三

この経費九千六百三十三万円の内寒冷地手当所要額 恩給法の改訂に伴う経費及び生活保護費の單價引上に伴う経

計

この経費九千六百三十三万円の内寒冷地手当所要額 恩給法の改訂に伴う経費及び生活保護費の單價引上に伴う経

00381

費等は國庫に於て財源措置を講ずる見透しもつき尙各府縣の財政実態を考慮して配分される處の第五種の地方配付税も今後相当額を見込み得る可能性もあり、又抑制されて居ります起債も地方債の総額が三十六億円拡大いたしましたので或る程度の増額は予想され、尙賣くじ及び公付公債の発行等によつて新たなる財源の捻出を計画して居りますので大体に於て前記の赤字は補填出来る考へで居ります。

以上述べました通り本年度の縣財政は全くのやりくり算段でありまして、冒頭に記しました今次税財制改正の目標である地方財政の自主性乃至健全性の問題は本縣に關する限り甚だ繊細なことでありまして、むしろ税源に乏しい本縣にあつては一層窮屈の度を深めたといえるのであります。

然らばこのような苦しい財政事情になりました主な原因は奈辺にあるのでしょうか、この点を簡単に説明致します。

地方税財政制度の改正が、地方財政の自主性の強化という点に主たる目標がおかれの場合本縣のような地域も狹少であり、人口も少なく産業も振はずその上に災害の多い縣では折角新しい制度によつて税源を与えられたもの、その程度は極めて乏しく從つて縣財政が上述のような実態になることは自明の理であると思うのであります。税制改正後に於いて縣が税として徵收し得る額即ち課稅力を全國のそれと比較いたしますと次の通りであります。

一戸当たり税額（標準率の場合）

全 國 平 均

本 縣

一、一六一円  
一、三五六円

即ち地方税法の定める標準率で税金を徵收する場合全國平均に比較致しまして一戸当たり八百五四低位にあります。

00382

尙標準率よりも更に縣民稅、地租及び家屋稅を五割、事業稅を二割増徵致しても一戸当たり一千七百十三円に過ぎないのであつて、全國の標準率で課稅した場合の二千百六十一円に比較して四百四十八円低いのであります。これをもつて見ても本縣の課稅力が如何に貧弱であるかがわかるのであります。ことに今回の稅制改正の特色で最も重要な点である經濟状勢の激変に対応して自然に稅額の増加が期待できるような稅、所謂彈力性のある稅として新しく設けられた事業稅、特別所得稅、入場稅及び遊興飲食稅などの稅種はその額が全國水準から見て實に微々たるものがあります。この点も本縣財政の苦しい主な原因をなして居るといへます。

これ等の制度上の諸点に対する期待して居ります。

以上のような財政事情でありますので縣としても縣政全般に亘り更に一段の工夫と検討を加え赤字財政の克服に最善の努力を講じたいと念じて居ります。

以上財政の動向と今後の見透しについて申上げましたが縣民の皆さんにおかれても縣政の進展は直ちに自分の幸福をもたらすものであることをよく御理解して戴いて十分の御協力を御願いしてやまない次第であります。

### 三、昭和二十三年度收入、支出の状況

一般会計の收入、支出の状況についてその概況を述べますと、現在迄の收入済額は四億零千式百八拾式万六千零百七拾式円八拾六錢で予算額拾四億零千參拾五万六千八百八拾五円の約二八%で、その受入状況は必ずしも順調とは謂い難いのであります。

その主なる理由は國家予算が六月迄は暫定予算であつた關係上收入予算の六〇%を示める國庫交付金の交付が諸手続等のため遅延し縣稅の徵收においても賦課期月の關係上九月末日迄に予算額の一 $\frac{1}{2}$ %を賦課している状況であります。

又起債の承認についても未だ確定して居ないのでこれが借入も遅延の止むなき事情であり、生産物売拂代においてもその大部分の収穫は十月、十一月であるため現在迄の收入は見るべきものがない状況であります。

尙これを前年度における同期の收入歩合二七%強に比較対照しますれば大体同率であります。

次に支出の状況について述べますと、經濟事情の変動に伴い物價の高騰或は職員の給与水準の改訂増額等に基因し逐次予算の追加計上を余儀なくされたが、現在迄の支出済額は參億六千四拾六万七千式百式拾九円拾五錢で予算額拾四億零千參拾五万六千八百八拾五円に比較すると約二五%であり、事業は特殊のものを除き予定通り進捗しつゝあるので、これが支出財源確保のため幾多の困難を排除して收入の促進を図り收入支出の均衡保持に常に意を注ぎ來つた次第であります。

しかしながら年度初期においては收入は極めて僅少であるに反し支出は人件費その他義務的諸経費の支出のため止めなく一時借入金をなし当面の支拂に支障なからしめたのであります。

00383

00385

00384

その後收入の漸増により幾部を償還し現在老千八百六拾万円を借入中であります。九月末において第三、四半期の分与税の配賦を受けたので近く完済する予定であります。

以上現在迄の收入・支出の状況を略述しましたが、経済事情の悪化に禍して膨張の一途を辿りつゝある縣財政の運営については今後猶甚多の困難を予想せられるので予算の執行に当つて常に重点的經理の方針によるの外、支出の節減と收入の受入確保に極力努め窮乏財政の中につつても各種事業の遂行に支障のないよう留意し健全財政の堅持に万全を期する考案で居ります。

尙特別会計については縣立實業学校美習費において收入に比較して参万七千余円の支出超過となつていますが、これは競馬事業費については全額未收入となつていています。これは競馬の開催が十月に行はれるためであります。支出に當つては開催のための宣傳費或は競馬場の設備等に前もつて相当額の經費を要したため拾八万余円の支出超過となつていてますがこれが收入・支出の均衡は一時借入金を以つて充當しております。

競馬事業費については全額未收入となつていています。これは競馬の開催が十月に行はれるためであります。

### 各月別收入支出の状況比較

内 区 分	予算現額	收							收入、 支出 の合 計 額
		四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月		
歲 入	一、四〇、五五、〇〇	一、六、六七、〇〇	三、六、九六、〇〇	四、三、三四、〇〇	八、七、七七、〇〇	三一、〇〇、六九、〇〇	八、六、八〇、〇〇	三、一〇、九〇、〇〇	一、七三、八三、〇〇
歲 出	一、四〇、三五、〇〇	一、七、八九、三五	三、三、四五、〇〇	二、六、五五、〇〇	八、六、三五、〇〇	二八、九五、〇〇	六、〇、〇〇、〇〇	五、二、三五、〇〇	四、三七、一〇、〇〇
差 歲 入 歲 出 引	△一、三六、七五	△一、三五、二〇、整	△一、三五、二〇、整	△一、三五、二〇、整	△一、三五、二〇、整	△一、三五、二〇、整	△一、三五、二〇、整	△一、三五、二〇、整	△一、三五、二〇、整
訳 の そ の 收 入 と 其 他	八、七、七四、〇〇	五、二五、〇〇	四、七、七三、〇〇	〇	六、二五、〇〇	四、一七、〇〇	六、九五、〇〇	七、一〇、〇〇	七、一〇、〇〇
國 庫 補 助 分 与 稅	八、七、七四、〇〇	五、二五、〇〇	四、七、七三、〇〇	〇	六、二五、〇〇	四、一七、〇〇	六、九五、〇〇	七、一〇、〇〇	七、一〇、〇〇
内 部 總 額	一、九七、五五、〇〇	一、八四、〇〇	一、七六、七三	一、六七、八三	一、六七、九三、二	三、一〇、九〇、〇〇	三、一〇、九〇、〇〇	三、一〇、九〇、〇〇	三、一〇、九〇、〇〇

昭和二十三年度一般会計收入支出の状況

自昭和二十三年四月一日  
至昭和二十三年九月三十日

收  
入

00387

科 目		支 出	當初予算額	追加更正 予算額	計	收入濟額	收入未濟額	備 考
科	目							
會 議 員 費			四、五六、〇四	三、五五、八七	八、五四、九二	三、九五、三三、九	四、五六、五七、〇三	
職 員 費			三五、三五、五五	△八九三、五九四	二四、四五、九六三	一三、八五、五八七、九九	一〇、六〇八、三一〇、六	
警 察 費			二〇、名六、三四	一五、四五、九九六	三六、一七、三三	一五、九三、〇一、三	一〇、一〇、三一〇、六	
土 木 費			七九、毛八、三六	二六、〇四、九五	二四、五七、七〇	一六、一五、五六三、八四	一六、一五、五六三、八四	
教 育 費			一四、四三、六二	二五、〇五、五五九	三六、一七、三三	一五、九三、〇一、三	一六、一五、五六三、八四	
社 會 及 勞 動 施 設 費			六三、〇五、五九	二六、〇四、一〇五	二四、五七、九二	一六、一五、五六三、八四	一六、一五、五六三、八四	
保 健、衛 生 費			一四、七九、七九	四九、六三、五九三	二六、一六、三五	一三、八六、七三〇、七六	一三、八六、七三〇、七六	
社 會 經 濟 費			六六、二三、九六	一四、七九、七九	二三、九九、三三	五、六四、九二一、一三	五、六四、九二一、一三	
農 地 費			二、七、八六、五五六	一八、一六、一六三	一九、七四、六六	二六、八七、五七四、二四	二六、八七、五七四、二四	
都 市 計 画 費			三、八九、一〇四	二、七、八六、五五六	二三、九九、三三	国、一五、七五〇、八七	国、一五、七五〇、八七	
地 方 振 興 費			二、六三、一〇四	一、四一、西一	一九、七四、六六	一三、八五、四九〇、七九	一三、八五、四九〇、七九	
都 市 計 画 賽			三、八九、一〇四	一、四一、西一	二、一五、六八	一、五四、七〇一、四	一、五四、七〇一、四	
財 稅 計 算 賽			四九、一〇四	三、九一、五九	二、九七、三六	一、五三、七九、七四	一、五三、七九、七四	

科 目		歲 入 合 計	歲 出 合 計	當初予算額	追加更正 予算額	計	收入濟額	收入未濟額	備 考
科	目								
縣 獨 立 稅		二二、九五、三三	二二、四五、三三	四五、三六、五四		一八、三九〇、七三、七〇	一一〇、一〇〇、四〇〇、三〇		
地 方 配 立 稅		廿四、七三、三一	二三、〇六、六七	一六、七九、一八四		三三、三四、三八六、三三	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇		
公 企 業 及 財 產 收 入		一六、〇三、一八九	一六、〇三、一八九	九、七八、三六三	〇	一六、七八、四七三、八九	一七、七九〇、零九〇、〇〇〇		
分 担 金 及 負 担 金		一六、〇三、一八九	一六、〇三、一八九	七七、八六四、三三		一六、七八、四七三、八九	一七、七九〇、零九〇、〇〇〇		
使 用 料 及 手 數 料		一六、〇三、一八九	一六、〇三、一八九	一六、九六、九三、六六		一六、九六、九三、六六	一七、四三八、五五六、九		
國 庫 支 出 金		一六、〇三、一八九	一六、〇三、一八九	一七、九三、六六		一七、九三、六六	一七、四三八、五五六、九		
附 入 金		一六、〇三、一八九	一六、〇三、一八九	三〇、〇五、九〇		三〇、〇五、九〇	一七、四三八、五五六、九		
寄 賴 緣 雜 縣		一六、〇三、一八九	一六、〇三、一八九	一七、九三、六六		一七、九三、六六	一七、四三八、五五六、九		
歲 入 合 計		五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇		三三、〇〇〇	三三、〇〇〇		
歲 出 合 計		一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇		一五、六〇〇	一五、六〇〇		
當初予算額		一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇		一五、六〇〇	一五、六〇〇		
追加更正予算額		一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇		一五、六〇〇	一五、六〇〇		
計		一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇		一五、六〇〇	一五、六〇〇		
收入濟額		一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇		一五、六〇〇	一五、六〇〇		
收入未濟額		一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇		一五、六〇〇	一五、六〇〇		
備 考		一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇		一五、六〇〇	一五、六〇〇		

收入濟額の分  
二十二年度債  
借替分

00388

## 昭和二十三年度特別会計收入、支出の状況

自昭和二十三年四月一日  
至昭和二十三年九月三十日

事業名	当初予算額	追加予算額	合計	收入済額	收入未済額	備考
社会事業特殊資金	一八、四三八、七一	四〇、四三、〇一〇	二二、四五、六一	三五、五五、三四〇、七七	二六、八二七、四四〇、三三	
災害救助基金	一五、五三〇、二五五	二六、五九、四一六	一八四、四九、七七一	一九、八七六、三三、大三	二六四、五五三、二六八、三六	
男女青少年團休事業獎勵資金	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	100,000,000
教育資金	七〇六、〇九、六六八	七〇四、一五〇、二五五	一四〇、五九、八八五	三六〇、四七、三九、一五、〇四九、八八九、六五五、八金	三六〇、四七、三九、一五、〇四九、八八九、六五五、八金	
就学奨励資金	一	一	一	一	一	一
学校生徒奨励資金	一	一	一	一	一	一

00389

事業名	当初予算額	追加予算額	合計	支出済額	支出未済額	備考
縣立実業學校實習費	零	零	零	零	零	
印刷事業費	一、三〇、六〇〇	一、三〇、六〇〇	二、六〇、六〇〇	二、五九、六〇〇	一、三〇、六〇〇	
自作農創設維持奨励資金	四、九四	四、九四	八、八八	八、八八	零	
畜牛增殖奨励事業費	一、二三、五〇一	一、二三、五〇一	二、四六、〇〇二	二、四六、〇〇二	一、二三、五〇一	
無畜農家解消事業費	一、一三〇、〇六九	一、一三〇、〇六九	二、二六、〇三八	二、二六、〇三八	一、一三〇、〇六九	
物產斡旋事業費	零	零	零	零	零	
競馬事業費	四、六三、〇〇〇	四、六三、〇〇〇	九、二六、〇〇〇	九、二六、〇〇〇	四、六三、〇〇〇	

事業名	当初予算額	追加予算額	合計	支出済額	支出未済額	備考
社会事業特殊資金	一〇、〇三	零	一〇、〇三	零	一〇、〇三	
災害救助基金	九九、一三三	一七九、〇〦〇	二七八、一三三	一七九、〇〦〇	八、二一〇、一〇	大三、一三、一七九、〇〇〇
男女青少年團休事業獎勵資金	三、六三〇	零	三、六三〇	零	三、六三〇	
教育資金	零	零	零	零	零	
就学奨励資金	零	零	零	零	零	

## 学校生徒奨励資金

## 県立実業学校実習費

## 印刷事業費

## 自作農創設維持奨励資金

## 畜牛増殖奨励事業費

## 無畜農家解消事業費

## 物産斡旋事業費

## 競馬事業費

## 畜牛、馬事務費

00390

28800

00391

## 四、昭和二十二年度歳入歳出決算について

昭和二十二年度一般会計の歳入歳出の決算についてそのあらましを説明する。歳入総額は予算額八億叁千八百九拾九万八千四百九拾円に比較して約七%の六億叁百八拾万毫百毫円四拾七錢で、歳出は約六七%の五億七千式百九拾六万四千五百九拾壹円九拾四錢となり差引參千八拾參万五千五百九円五拾參錢を翌年度に繰越したのであります。

これを前年度決算額に比較しますと歳入において四億毫千六百六拾万五千毫百四拾七円九拾四錢、歳出においては參億八千九百拾四万七千四百六拾七円四拾九錢の較大なる増額を示して居りますが、これは経済事情の変動に伴う物價の高騰による事業費の増額と職員の給与水準の改訂による職員費の膨張等の結果に外ならないのであります。先づ歳入についてその状況をみますれば予算額に対し六億叁千五百九拾九万八千參百八拾八円五拾參錢の減收となつていますがその主なる理由は国の財政事情並びに国の施策変更等に伴つて各種事業の縮少、停止或は継延となつたものによるものであります。随つて国庫補助金（未収入額の内六四%）並びにこれら事業に伴う寄附金（未収入額の内一三%）も著しく減少し又縣債の借入についても事業計画の変更及譲渡によつて相当額の縣債の借入不要額（未収入額の内一二%）となり、その他縣税使用料及び手数料、雜收入等にあつても相当額の減收を生じたためであります。

次に歳出についてみますれば予算額に対して六億六千六百參万參千八百九拾八円六錢の不要額となつてゐますが、これは歳入において述べた如く主として国庫補助金及び寄附金の減收等によつて收入が著しく減少したため各種事業の縮少停止の已むなきに立至つたもの及び諸資材の入手困難のため予定の如く事業が進捗しなかつたによるものであります。

であり特に土木関係事業費にあっては表億六千式百拾八万四千式百式拾八円を翌年度へ繰越し又職員給与水準改訂による手当給与金と市町村貸付金等年度内支拂の運びに至らなかつたもの若干ありその他一般諸経費の支出に當つても收入状況を検討して極力節減に努めたためであります。

尚翌年度繰越金參千八拾四万五千円、市町村貸付金四百九円五拾參錢中には前記の如く年度内において支拂に至らなかつたもの若干ありその他一般諸経費の支出に當つても收入状況を検討して極力節減に努めたためであります。

当及給与金表千九拾四万拾參方五千五百九円五拾參錢で差引剩余金表百式萬九千表百八拾四拾表錢となつていてがこれら各会計に亘つて歳入の收納に銳意努力められたと反面歳出を極力節減したためであります。

## 昭和二十一年度一般会計歳入歳出決算

歳

入

科 目	予 算	現 額	決 算	額	予 算 額 に 比 較 ・ 備 考
	増 減				
縣 經 常 部 國 稅 附 加 稅	一 千 九 百 八 拾 四 万 五 千 九 百 九 円 五 拾 參 錢	一 千 九 百 八 拾 四 万 五 千 九 百 九 円 五 拾 參 錢	一 千 九 百 八 拾 四 万 五 千 九 百 九 円 五 拾 參 錢	○	參 七 百 八 〇 〇

獨 立 的 稅	至 四 千 七 百 零 九 〇	西 一千 九 百 八 〇	一 千 九 百 八 〇	五 千 九 百 九 〇
地 方 分 與 稅	一 千 九 百 九 〇	三 千 九 百 零 九 〇	二 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
財 產 分 擔 金	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
使 用 料 及 手 數 料	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
國 庫 支 出 金	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
雜 收 入	九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
經 常 部 計	三 千 九 百 九 〇	三 千 九 百 九 〇	三 千 九 百 九 〇	三 千 九 百 九 〇
臨 時 部				
繩 越 金	三 千 九 百 九 〇	三 千 九 百 九 〇	三 千 九 百 九 〇	三 千 九 百 九 〇
國 庫 支 出 金	三 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
分 擔 金 及 負 擔 金	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
寄 附 金	八 百 九 〇	七 百 九 〇	充 一 千 九 〇	○
繩 入 金	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇	一 千 九 百 九 〇
財 產 亮 拂 代	○	○	○	○
	〇	〇	〇	〇

00394

縣  
臨時部計  
歲入合計

一至、七〇、四三  
四七、九九、〇七  
二四八、五七、八一、四九  
六一、〇〇、〇〇、〇〇

六一、〇〇、〇〇、〇〇  
一九、五七、一〇、五  
三五、一九、六八、五三

科 目	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額	備 考
經 常 部				
會 議 費	三〇六六、四一	三〇六六、八五、九四	二、三五、〇六	
縣 職 員 費	六、一九、三三	五、〇〇、六五、七三	九九、老八、五	
警 察 費	一〇、一六、一三	一〇、〇六、一六、四九	三〇、九七、五三	
土 教 費	三、一四、九九	三、一四、九九	一五、〇六、四一	
衛 生 費	木 育 費	五、九九、六九、五九	五、九九、六九、五九	
厚 業 費	生 費	三、五三、三五、一九	四、一六、〇七、八一	
	費	四、三、五五、五五	四、一六、〇七、八一	
		四、一六、四九、一五	四、一六、四九、一五	
		四〇、四一六、四九、一五	三〇、六六、〇九、四六	

○○○円は翌年度繰越金  
不用額の内一六二、三六四

歲 出 合 計	八三、九六、九〇	臨時部計	八三、九六、九七
臨時部計	八三、九六、九七	地 方 振 興 費	三〇、〇〇、〇〇
警 察 費	二、〇六三、六〇	都 市 計 画 費	四〇、〇〇、〇〇
土 教 費	三、一四、三、一六	選 舉 費	一、三五、七一、八三
大 育 費	三、六三、八〇	儲 費	三、三五、一九、七九
業 費	三、一五、九九、九九	經 常 部 計	三、三五、一九、七九
折 費	二、一七一、七九		一、三五、八三、六六
債 費	二、一七一、七九		一、三五、八三、六六
費	一、八六、四三、九九		一、三五、八三、六六
	一、八六、四三、九九		一、三五、八三、六六
	一一、四九、六〇、五〇		一、三五、八三、六六

五

右に同じ

不用額の内一六二、三六四

二二八円は翌年度繰越額

00395

3451

## 昭和二十二年度特別會計歲入歲出決算額調

事 業 名	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額 に 比 較	備 考
	增	減		
大 礼 恩 賜 賑 恤 資 金	四、八、三	五、〇、〇、〇	三、六、七	〇
慈 惠 救 济 金	五、三、四	六、〇、四、〇	七、〇、〇	〇
罹 災 救 助 基 金	五、三、五	五、七、七、九、〇	一、八、七、六、九	七、〇、〇
男 女 青 少 年 團 休 事 業	三、七、〇	三、七、三、一	〇	〇
獎 励 資 金	二、九、〇	二、一、〇、〇	一、一、〇、〇、〇	〇
就 學 奨 励 資 金	二、九、〇	二、九、三、五	九、三、六、三	〇
學 生 徒 奖 励 資 金	二、九、〇	二、九、三、五	〇	〇
縣 立 実 業 學 校 實 習 費	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	〇
印 刷 事 業 費	八、三、九	八、四、九	一、〇、九、〇	〇
自 作 農 創 設 維 持 奨 励 資 金	三、六、一、四	三、六、一、四	〇	〇
畜 牛 增 殖 奨 励 事 業 費	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	〇
無 畜 農 家 解 消 事 業 費	三、三、六、四	三、三、六、四	一、〇、九、〇	〇
物 產 幹 旋 事 業 費	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	〇

00397

事 業 名	歲 出	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額	備 考
大 礼 恩 賜 賑 恤 資 金	四、八、三	三、五、〇、〇	一、三、〇、〇	一、三、〇、〇	
慈 惠 救 济 金	五、三、四	四、六、四、〇	四、六、四、〇	〇	
罹 災 救 助 基 金	五、三、五	四、六、〇、〇	四、六、〇、〇	〇	
男 女 青 少 年 團 休 事 業	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	〇	
獎 励 資 金	二、六、〇	九、〇、〇、〇	一、一、〇、〇	八、九、〇、〇	
教 育 資 金	二、六、〇	九、〇、〇、〇	一、一、〇、〇	八、九、〇、〇	
就 學 奖 励 資 金	二、六、〇	九、〇、〇、〇	一、一、〇、〇	八、九、〇、〇	
學 生 徒 奖 励 資 金	二、六、〇	九、〇、〇、〇	一、一、〇、〇	八、九、〇、〇	
縣 立 実 業 學 校 實 習 費	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	〇	
印 刷 事 業 費	八、三、九	八、三、九	八、三、九	〇	
自 作 農 創 設 維 持 奖 励 資 金	三、〇、九、〇	三、〇、九、〇	三、〇、九、〇	〇	
畜 牛 增 殖 奖 励 事 業 費	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	〇	
無 畜 農 家 解 消 事 業 費	三、三、六、四	三、三、六、四	一、〇、九、〇	二、三、六、七	
物 產 幹 旋 事 業 費	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	一、〇、九、〇	〇	

## 五、財産、縣債及び一時借入金の狀況

### 1、財產

縣の所有する財產は縣民全部の財產でありますから、その財產の取得なり管理方法や処分についても深い関心をもつべきであると思ひます。

この縣有財產は最近の調査では次のとおりとなつています。

土 地	宅	見 繕 價 格
田畠山林地	一一九、八九三坪八七二方步	九九六、八八七
立木	三九、五三八坪三二	一二四、一七九、〇〇〇
船	六一六、九八〇石	八、五六五、八六〇
自動車	九 雙	二七〇、二五〇
特別資金等	四九台	六、一六一、八〇〇
計	一、九四〇、九三一	一四二、一一四、七二八

合計で一四二、一一四、七二八円となりますが、この内本年警察事務が縣より離れ、國家地方警察及び自治体警察となりましたのでこれに伴いその警察の用に供して居た縣有財產は、國又は自治体に夫々貸与又は譲与することとなるのでありますが、本縣ではまだその品目その他を調査中でありまして正式の手続は完了して居りませんが、差当り国並に自治体に貸与し使用せしめて居ります。

### 3、縣債

縣債の未償還額は災害土木費六五、一七七、九九〇円その他八六、九九一、五六一円で合計一五二、二二九、五一円であります。

尙本年度債については、預金部資金並びに現下の金融市場の状況より観て、起債としての借入は年度中途においては困難であるから、取敢ず起債つなぎ資金として預金部短期資金を一八、二五〇、〇〇〇円借入れして居る実情であります。

### 3、一時借入金

昭和二十三年度(自四月)至九月に於ける一時借入金の借入状況は次の通りであります。

### 昭和二十三年度(自四月)至九月一時借入金借入状況調

借入金額	借入先	借入期日	償還期日	利	率	備考
一〇、〇〇〇、〇〇〇	山陰合同銀行	二三、五、一	自五、至七、一〇	日歩一錢五分		
三、五〇〇、〇〇〇	同	二三、五、三一	自五、至七、九	同	一錢八分	
			自八、一	同	一錢五分	

00400

五、一〇〇、〇〇〇

山陰合同銀行  
外四銀行

一二三、六、一

二、九四六、〇〇〇

山陰合同銀行

二三、六、一

八百六拾万円

鳥取縣農業會

二三、六、一

自七、一〇同二錢五厂  
至八、二〇同二錢八厂自七、一九同二錢五厂  
至八、二〇同二錢八厂自六、一九同二錢五厂  
至七、一九同二錢五厂

八百六拾万円

鳥取縣農業會

二三、六、一

自七、一九同二錢五厂  
至八、二〇同二錢八厂

八百六拾万円

鳥取縣農業會

二三、六、一

自七、一九同二錢五厂  
至八、二〇同二錢八厂

斯の如く年度当初に一時借入金を要したのは地方分与税及び國庫補助金並びに獨立税等の主たる歳入が年度の後半期でなければ收納できないのに反して、支出は人件費等経常的支出及び事業費等に於ても相当額の支出を要するので、この間の支出に充當するため一時の借入れを爲したものであります。その後歳入も漸増し、歳計現金にある程度の余剰を生じたので八月五日式百九拾圓万六千円を又八月十三日老百四拾万円を返済し、現在額は老千八百六拾万円であります。

00400

昭和二十三年十一月三十日印刷

鳥取縣公報

(昭和二十三年四月十五日) 編行

鳥取縣農業會

鳥取縣農業會